

パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携

佐賀県（8月）、岡山県笠岡市・鹿児島県指宿市（11月）に続き、
今般、**栃木県・群馬県と北関東3県**におけるパートナーシップ宣誓制度
に関する連携協定を締結しました。[R4.12.20]

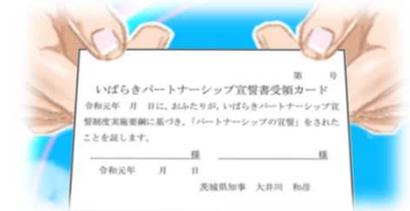
【連携の意義と効果】

- パートナーシップの宣誓をした方が、3県間で引越しをする際、第三者によるアウトティングの誘発や、再宣誓の負担軽減を図る。
 - それぞれの受領カードを県立病院などで相互に利用できるようなことで利便性向上を図る。
- 
- 医療、教育、就労など日常生活の面において、県境を越えて人的・経済的な交流が広がる北関東3県が連携することにより、約700万人圏域において、性的マイノリティの方のさらなる負担軽減と利便性向上につなげる。

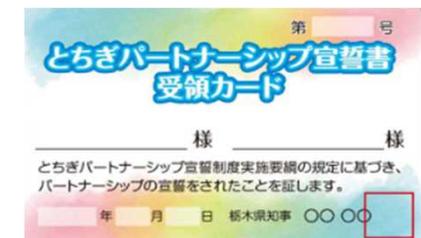
今後の方針

▶ 順次、意欲のある全国の自治体との広域連携を進めてまいります。

▼いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード



▼とちぎパートナーシップ宣誓書受領カード



▼ぐんまパートナーシップ宣誓書受領カード

